

序 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨	10
(2) 計画の位置付け	10
(3) 計画の対象範囲	11
(4) 計画の期間	11
(5) 計画の構成	11

序 計画の基本的事項

(1) 計画策定の趣旨

当市では、「上越市環境基本条例」に基づき、これまで、平成27（2015）年3月に策定した「上越市第3次環境基本計画」による環境施策を推進してきました。

また、平成28（2016）年3月には、地球温暖化対策に係る個別計画として「上越市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

一方、この間の世界及び国内における環境問題の動向に目を向けると、海洋プラスチック*問題や脱炭素*社会の実現を始めとした地球規模での環境問題への危機感や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が加速しており、市民・事業者・行政を問わず、環境改善に向けた行動の実行が喫緊の課題となっています。

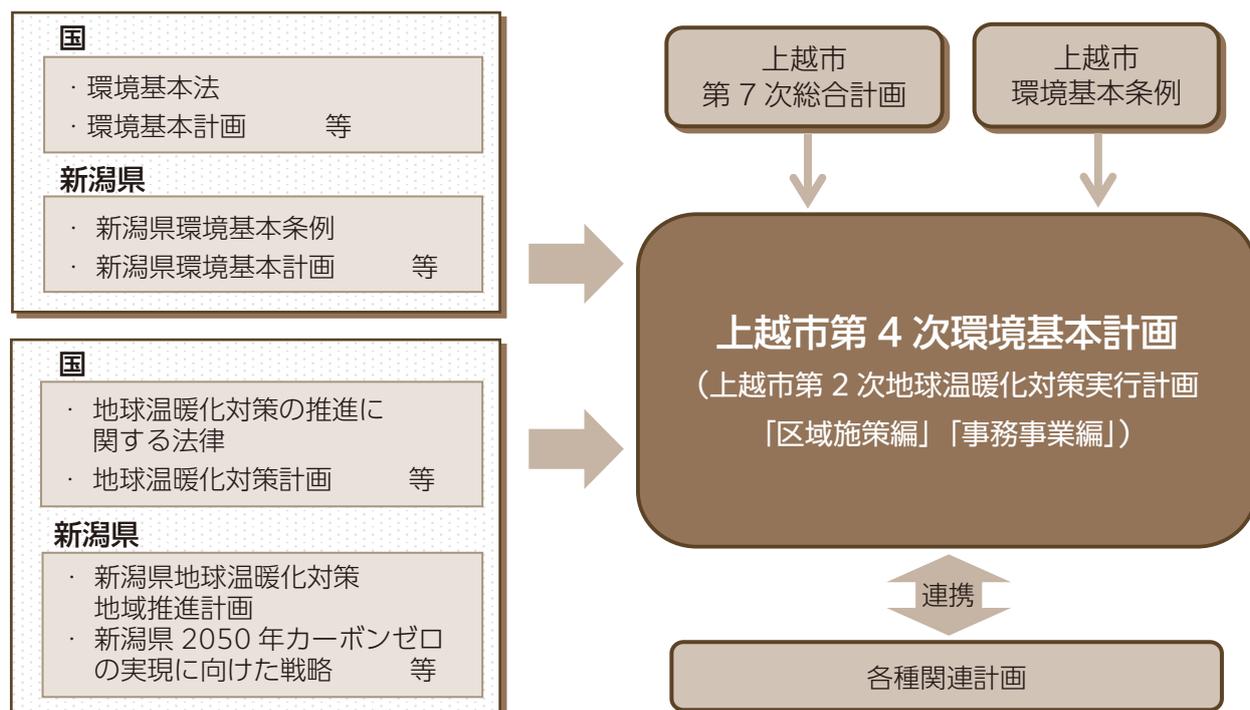
本計画は、令和5（2023）年度を初年度とする「第7次総合計画」と整合を図りつつ、今後一層の強化が必要な地球温暖化問題への対応も見据え、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図る「環境基本計画」と、温室効果ガスの削減を図る「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を一体的に策定したものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、国、県及び当市の各種法令や計画を踏まえて策定しており、「上越市環境基本条例」第9条及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づいた計画として位置付けられます。

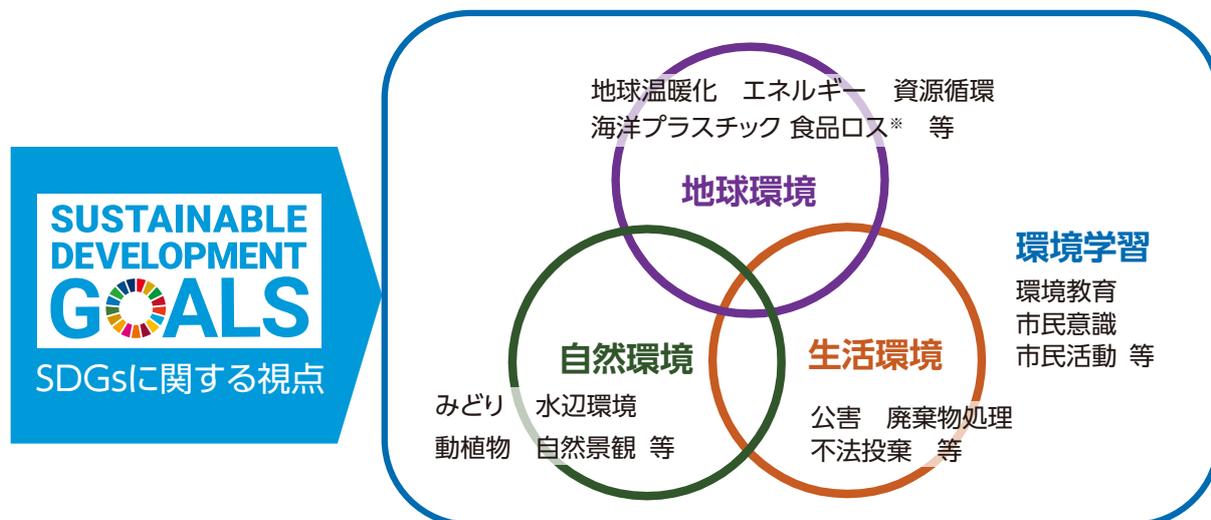
第1部「第4次環境基本計画」は、第7次総合計画で定める将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を環境の側面から実現していく指針として、また、第2部「第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」は、環境基本計画における地球環境分野の望ましい環境像を実現するための実行プランとしての役割を持ちます。

当市では、両計画を一体的に運用し、市民・事業者・行政の各主体が連携しながら計画を推進していくことにより、健全で恵み豊かな環境を将来世代に引き継いでいきます。



(3) 計画の対象範囲

本計画（環境基本計画）の対象とする環境の範囲は、「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の4分野とします。また、「SDGs」を全てに影響する共通の視点として設定します。



(4) 計画の期間

本計画の期間は、第7次総合計画の計画期間を踏まえ、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

なお、社会的情勢の変化や科学的知見の向上等により、計画見直しの必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

(5) 計画の構成

本計画は、「第1部 第4次環境基本計画」、「第2部 第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」、「第3部 計画の推進に向けて」の3部構成となっています。各部の構成は以下のとおりです。

第1部 第4次環境基本計画	
第1章 上越市の環境の現状	環境の現状、第3次環境基本計画の取組状況
第2章 環境を巡る情勢の変化	環境に関する経済社会情勢の変化等
第3章 今後の課題	当市の現状や国・県の動向などを踏まえた今後の環境政策の課題
第4章 望ましい環境像と政策の方針等	分野毎の今後の環境施策、目標値など
第5章 環境施策の展開	望ましい環境像の実現に向けた具体的な取組項目など
第2部 第2次地球温暖化対策実行計画	
第1章 計画の基本的事項	区域施策編・事務事業編に共通する基本的事項
第2章 区域施策編	市全域からの温室効果ガス削減に向けた計画 ・温室効果ガス排出量の現状・将来推計・削減目標 ・温室効果ガス削減に向けた具体的な取組項目など
第3章 事務事業編	市の事務事業からの温室効果ガス削減に向けた計画 ・温室効果ガス排出量の現状・将来推計・削減目標 ・温室効果ガス削減に向けた具体的な取組項目など
第3部 計画の推進に向けて	
	計画の推進に向けた進行管理、推進体制